

調達要求番号：6 NMD 1 A K 0 1 5 9

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
多賀城駐屯地公務員宿舎遊具点検及び交換撤去	9 7	
	作 成	令和 8 年 9 月 3 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊厚生科

- 1 役務件名
多賀城駐屯地公務員宿舎遊具点検及び交換撤去
- 2 役務場所
宮城県多賀城市高崎3丁目及び大代3丁目
- 3 役務概要
多賀城駐屯地公務員宿舎地域2ヵ所の遊具点検・交換撤去
- 4 適用範囲
本役務は、陸上自衛隊多賀城駐屯地で実施する「多賀城駐屯地公務員宿舎遊具点検及び交換撤去」について規定する。
- 5 一般事項
 - (1) 共通事項
本仕様書に記載なき事項でも、当該構造物の機能保持上当然必要な技術上の処理は請負者において行うものとする。なお、本役務の実施にあたり疑義を生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。
 - (2) 災害防止
災害予防については常に注意を怠らないようにするのはもちろん、突発事故が発生した場合は速やかに監督官に報告するものとする。なお、災害事故、損害発生については全て請負者の責任とし、部隊としての補償は一切行わない。
 - (3) 現場管理
役務現場への作業員その他の出入りの監督、風紀衛生の取締並びに火災、盗難その他事故防止について請負者は責任をもって十分な注意を払う。また、現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
 - (4) 着 手
請負者は着手前に着手届を監督官に提出し、承認を受けたのちに着手するものとする。
 - (5) 工程表
請負者は着手前に工程表を監督官に提出し、承認を受けたのちに着手するものとする。
 - (6) 完 了
作業完了の際は関係書類を提出し、検査官の完成検査を受け合格をもって完了とする。
 - (7) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事
本役務に外国人技能実習生及び外国人建設就労者を従事させる場合は、事前に監督官へ当該会社に在籍していることを証明できる書類及び作業人名簿を提出し、許可を得たのち、本役務に従事させることができるものとする。
- 6 特記事項
 - (1) 点検場所、種類、交換内容及び数量

点検場所、要領	取付交換・撤去内容
・ 宿舎 1 基準点検＋劣化点検一式 複合遊具 1 基(部分破損) - スプリング遊具 7 基 スプリング遊具 1 基(破損)	・ 宿舎 1 複合遊具ままとパネル 1 ケ所交換 (テーブルパネル、トレイ、取付ビス) 複合遊具バブルパネル 1 ケ所交換 (バブル窓、取付ビス) - スプリング遊具 1 基交換 (リトルポップパンダ C P-0 1 4 0 0、ベースア ンカー、山砂、転圧) 破損遊具のコンクリート基礎撤去 (500×500×300 mm)
・ 宿舎 2 基準点検＋劣化点検一式 複合遊具 1 基 2 連ブランコ 1 基 2 連シーソー 1 基 3 連鉄棒 1 基	宿舎 2 交換等なし

- (2) 点検を行う者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で「点検技士」、「整備技士」、点検管理士」または「安全管理士」であること。
- (3) 点検内容は一般社団法人日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づき実施し、目視、触診、打診、聴診、揺診、計測診断を用いて行うこと。
- (4) 作業予定日時はあらかじめ入居者へ掲示物等により必ず周知すること。
- (5) 雑材料及び消耗品等は、本役務に含むものとし、請負者側において準備するものとする。
- (6) 産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処分するものとし、産業廃棄物管理票 E 票(写)を監督官に提出すること。

7 役務等の記録

- (1) 役務の実施に際し、施工前、施工中、施工後及び監督官の指示により写真撮影し、整理・記録して提出するものとする。
- (2) 役務上知り得た情報は第三者に他言しない。
- (3) 情報漏洩防止について責任を持って徹底するものとし、関係書類・図面等の作成を行うパソコン等電子記憶媒体の管理を適正に行い、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。

8 提出書類

- (1) 役務着手届
- (2) 現場代理人指名通知書
- (3) 下請負者設定通知書
- (4) 工程表(計画・実施)
- (5) 作業日報
- (6) 発生材調書
- (7) 役務完了届
- (8) 作業状況写真(作業前・中・後及び監督官指示した箇所)
- (9) その他、監督官が指示するもの。